

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成29年9月26日（火）午後2時～午後4時

2 場所

熊本地方裁判所大会議室

3 主催者

熊本地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

熊本地方裁判所裁判官 溝 國 禎 久（刑事部部総括判事）（司会）

熊本地方裁判所裁判官 船 戸 宏 之

熊本地方検察庁検察官 坂 哉 萌

熊本県弁護士会所属弁護士 村 山 雅 則

5 議事内容等

別紙のとおり

司会

本日はお忙しい中を5名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。誠にありがとうございます。

裁判員制度が始まりまして既に8年以上がたちました。裁判所としては刑事裁判のスタンダードとして定着しつつあると思えますけれども、なお改善すべき点や課題もあります。

経験者の皆様を対象としたアンケートの結果などによりますと、分かりやすかったという声もあるんですけれども、辞退をされる方も増えつつあり、その理由に関するようなところも、お聞かせいただき、今後とも、よりよい裁判員裁判を目指してまいりたいと思っています。

今日は、検察官、弁護士、裁判官を同席させていただいて、経験者の皆様からお話をお聞かせいただければと思っています。

検察官から自己紹介をお願いします。

検察官

検察官の坂哉と申します。裁判員裁判をこれからもやっていきますので、今日は皆さんの貴重な御意見をお伺いして、今後に役立てていければと思っています。よろしくをお願いします。

弁護士

弁護士の村山雅則です。私は、熊本県弁護士会の刑事弁護センター委員会といたしまして、刑事弁護に関する委員会の委員長をしている関係で今日は参加させていただきました。よろしくをお願いします。

裁判官

裁判官の船戸と申します。本日は皆様から貴重な、また率直な御意見をいただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

司会

よろしくをお願いします。

この意見交換会は、報道機関の方々にもご覧いただいています。こういった状況の中でお話をするということで、もしかしたら、裁判員としての経験以上に緊張されている方もいらっしゃるかもしれませんが、御理解と御協力のほどをお願いいたします。

まず最初に、皆様方に裁判員裁判に参加された全体的な感想とか印象をお聞かせいただきたいと思います。裁判員に選任されたときにどういったことを感じたか、御自身はどうか、あるいは周囲の反応はどうだったかといったようなことですね。それから、裁判員裁判に対して不安とか期待とか感じたものがあれば、それをお話いただき、あと何でも結構ですので、裁判員に選ばれたことに対することを含めて、裁判員裁判に参加していただいた感想、印象などをお聞かせください。

まず、経験者1番の方からお願いします。

#### 裁判員経験者1

1番です。よろしくお願いします。

最初に、候補者に選ばれましたよというお知らせが来て、その中に裁判員はこういうお仕事がありますよという冊子がありましたので、何回も繰り返し読んでいって大体理解しました。そして、12月になっても裁判員選定の案内が来ないもんだから、何とか逃れそうなのかなと思ったら、去年ぎりぎりぐらいに裁判所から裁判員に選ばれましたので、年が明けてから出てきてくださいというお知らせがありました。ああ、やっぱり選ばれたんだなと思って来てみたら、たくさんの方がいて、これだったら何とか今日1日だけで終わるかなと思っていたら、番号を呼ばれて、選任されたわけです。裁判自体は私にとってはすごく難しい内容でしたが、貴重な時間を過ごさせていただきました。

#### 司会

ありがとうございます。2番の方お願いします。

## 裁判員経験者 2

2番です。よろしく申し上げます。

やっぱり最初のお知らせが来たときには、みんな同じだと思いますが、ええっ、なぜこうなったのかと、肝を潰しましたね。それで、裁判員に選ばれるかどうかは別にして、お知らせが来た以上、行かなくてはならないと思ったものですから、会社には、最初から、会社を休んで裁判所に行くと言いました。

私の感想としては、裁判の成り行き、審理などは、裁判官のリードが非常に良かったので、うまくいったと思っています。

一番悲しかったのは、傍聴人の前で、被告人のお父さんが証言台に立たされて、涙があふれて、言葉に詰まって、自分の息子のことを話すところは、正視できませんでした。お母さんも、傍聴席で、最初から最後まで泣き放しでしたよね。一番印象に残ったのは、これでした。

家族には、もう最初から裁判のことは家では聞くなと言いました。聞いたら答えないといけないので。

最後に、私自体はこの裁判は非常に有意義な裁判だったと思っています。私はぜひ皆さんもやってもらいたいと、こういうふうに思っております。経験しないことには分からないことばかりですから。

## 司会

それでは、3番の方。

## 裁判員経験者 3

初めて家にお知らせが来たときは、正直すごくびっくりしました。まさか来るとは思わなかったのです。そして、ちょっと忘れていたんですけど、選任手続の二、三日前に思い出して、裁判所に行ったら、何十人といらっしやる中の数名に選ばれてしまって。法廷は、独特の雰囲気、初めて入ったのですが、すごく怖くて、被告人を見ることもできなくて。でも、皆

さんとお話ししながら、すごく考えて結果を出せたとき、これで良かったんだなとちょっと思いました。それから、いろんなことが聞けて良かったかな。

司会

ありがとうございます。熊本地震で裁判員裁判がしばらく行えない状況が続いていて、再開することになってから結構早いうちに連絡が行ったという状況でしたね。ありがとうございます。

それでは、4番の方をお願いします。

裁判員経験者4

4番です。よろしくお願いします。

今回こういった制度に初めて参加させていただいて、率直に申し上げて、良かったなというふうに感じております。

理由としましては、今日もそうなんですけど、こういったところに来る機会というのはまずなくて、例えば弁護士さんとか検察官とかっていう方と会話することすらないんですよ、普通の生活においては。警察に行くこともほぼほぼないし、市役所以外の官公庁に余り行くことがないんですけど、今回こういった制度に初めて参加したんですけれども、ちょっと見る目が変わったかなというふうに個人的には感じています。

今までテレビとか新聞とかで流れるニュースは、あんまり気にしていませんでした。ところが、今回、自分自身がこういった立場に立たされて、判断しないといけないということになったときに、ちょっとやはりいろいろな考えが出てきまして、結果的に裁判が終わった後も、いろんな事件について、ちょっと違う目線で新聞だったり雑誌だったりを見るようになりました。会社においても、私自身はちょっと違う目線になってきていて、自分の殻を破って一歩前に進んでみようかなと思わせてくれるような経験にもなりましたので、総合的には非常に良かったなと私は感じました。

司会

ありがとうございます。

裁判員経験者 5

5 番です。よろしくお願いします。

初めて裁判所から通知が来たときは、何か訴えられたのかと思って震えながら封筒を開けたのを覚えています。中に入っている冊子も何回も何十回も読んで、えっ私がこんなことするのってすごいびっくりして。裁判所がどこにあるかも分からないぐらいだったんです。裁判自体も、被告人が前にいて、弁護士さんと検察官がいて、傍聴席にもたくさんの方がいて、法壇の上に私が座ると、すごいときどきして、被告人の顔も本当に見れないし、被害者のお母さんが出てきて泣きながら証言して、感情が入ってはいけないのは分かっていたんですけど、こっちまで泣けてくるぐらい泣きながらお母さんが話していて、そういうのも裁判員にならなきゃ経験できなかったことだと思うし、一定の効果はあったと思っています。これから選ばれる人も、緊張とかもいろいろあると思うんですけど、何事も経験だと思ってやってほしいなと思います。

司会

ありがとうございます。

皆様方が裁判員として選ばれたことによって、恐らくお仕事であるとか、あるいは御家庭の生活とか、いろいろと影響はあるはずなんですけど、それを押しつけて裁判員裁判に参加していただいて、我々としては大変ありがたいと思っています。もちろんそれには御苦勞等もあったかと思われませんが、どういった点に一番苦勞されたかなというところをちょっとお聞かせいただければと思います。1 番の方。

裁判員経験者 1

仕事はもうリタイアしてましたから、なかったんですけども、最後

の1日が趣味の集まりをキャンセルしたというのが一つありました。

あと、大変だったなというのは、朝遅れるわけにはいかないものだから、少しは余裕を見て来ないといけないということで、それがちょっと大変でした。それくらいです。

司会

ありがとうございます。2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2

私の方は、先ほども言いましたように、仕事よりも裁判を優先しました。仕事の関係で、地理もよく分かっていましたので、別に支障はなかったです。

司会

ありがとうございます。3番の方。

裁判員経験者3

私も特にはなかったです。仕事も休みをとりました。

司会

ありがとうございます。皆さん問題なしということで。

裁判員経験者4

私は、会社に対しては特に、こういった制度が始まったとき、総務部から全社員に通達が出ていましたので、今回決まったときには人事部の担当と場長の2人だけに把握してもらってました。そういう連絡網は付けていたので良かったんですけど、その後が苦勞しました。社員がパソコンを立ち上げると、休んでいる人、出張中の人とか全部表示されまして、裁判は1月にあったんですけど、やがて1箇月近くですかね、一人私だけが何日も休んでいるとなるんですよ。そうすると、だからといって、ずっと休んでいるわけじゃないんで、週2回来たりとか、また休んで、それがずっと続くんで、みんな心配して声掛けてくるんですよ。そうしたときに、

何とも交わしようがないといえますか、体調が悪いというわけでもないの  
で、そこら辺でちょっと苦勞したなというところはありました。

司会

裁判が終われば、裁判員を務めていたこと自体は言っても構わないんで  
すけれども、後から聞かれたときは裁判員だったんですとは言ってないん  
ですか。

裁判員経験者 4

今もそうなんですけど、余り積極的に話していませんね。本当に身近  
な、自分のチームの数名にだけですね、最後の最後に明かしたのが。それ  
以外には最後まで言っていません。

司会

言ってもいいことは分かった上で、あえて言っていないということです  
ね。では、5番の方。

裁判員経験者 5

私も仕事を休むことについては苦勞はなかったんですけど、最初に選ば  
れましたって上司に伝えたとき、上司もすごいびっくりしていました。で、  
送られてきた書類とかを見せて、こういうことをするんですよって上司に  
も話をしたら、選ばれたからには行ってきてねという感じで言われました。

司会

ありがとうございました。

全体的にはそんなに大きな苦勞をされた方はいらっしゃらないというこ  
となので、ちょっと安心しました。

それでは、続いて具体的な審理について御意見をいただきたいと思いま  
す。

今のお話とも関係するんですけど、日程についてちょっときつ過ぎると  
か、あるいは逆に余裕があり過ぎるとか感じられたことがあればお聞かせ



をいただきたいと思います。先ほども触れましたけれども、辞退される方が増えてきている背景には、もしかしたら裁判員の職務を行っていただく期間が少し長くなっていることが影響しているのかもしれないとも思いますし、かといって、余り詰め込み過ぎるのもどうかと裁判所としては思っているのです。今回行った事件の審理がどういうものだったのかということについて、お聞かせをいただければと思います。

これは御意見がある方だけでいいですけど、休憩とかは取りながらやっていたつもりなので、短すぎるということは恐らくはないと思うんですけども、いかがでしょう。

#### 裁判員経験者 1

日程についてはちょうどいいぐらいだったと思います。休憩の取り方についても、休憩の中で出た話の中で私も知識を得ることができたりしたので、良かったと思います。

#### 司会

ありがとうございます。

#### 裁判員経験者 2

私の方は、日程としては週をまたがずに、月曜から金曜までで、ちょうど良かったと思うんですけど。多分、来ない人は、来ないじゃなくて来れないのだと思います。会社の都合が多分つかないと思うんですよね。だから、やっぱりこういうところの調整も必要だし、やはり週をまたがずに月曜から金曜までで終わるようにしていただければ一番いいと思うんです。休憩時間の取り方はちょうどよかったと思います。

#### 司会

ありがとうございます。

#### 裁判員経験者 5

私は、1か月ぐらい裁判をしたんですけど、最初のうち、事件のことは

何も知らされずに、1か月ぐらい来てくださってと言われて、1か月も、と正直思ったんですけど、裁判の進め方とか、そういうのを聞いていると1か月ぐらいじゃ足りないかなというふうに思うぐらいの濃い内容だったので、仕方がなかったのかなとは思いました。

## 司会

4番さん、5番さんに関係して言えば、審理にとっても長い時間が掛かりました。なので、始まってから終わるまでに1か月近くが掛かってしまった。休み休みだったので、毎日というわけじゃないんですけど、裁判所には来ないといけない。それで、先ほどの4番さんのように、ちょくちょく休むので社内で不思議がられてしまうということになったということですね。ありがとうございます。

それでは、次に冒頭手続です。

審理が始まって、人定質問などをした後、検察官と弁護人とが、この事件の概要であるとか、今後行われる証拠調べ、争点や注目すべき証拠とかについて、冒頭陳述という形で指摘をするという手続がありまして、検察官、弁護人それぞれが工夫を凝らして行っていることではあるんですけども、我々裁判体が一体何をこの裁判でやらなければいけないのかという、我々が果たすべき役割、ジャッジしなければいけないところ、あるいは注目すべき証拠を指摘することだと思っているのですが、それがちゃんと伝わったかどうかというのが、まず一番最初に問題になると思います。

皆さん方から、検察官、弁護人の冒頭陳述について、分かりやすかったかといった観点から、覚えておられるところがありましたら御意見を伺いたいと思います。

1番さん、2番さんに関して言えば、1年以上前になりますけれども、被告人がお金を貸してくれた知人を殺そうとしたという事件だったんですけど、借金を踏み倒そうという目的もあったので、強盗殺人未遂罪に問わ

れていた事件でした。犯人性が争われていたわけじゃないけれども、刑を  
どういうふうにするのかということが問題になっていた事件だったかと思  
います。

冒頭手続で検察官，弁護人がお話しされた冒頭陳述は，分かりやすかつ  
たでしょうか。

裁判員経験者 1

それぞれがあつたわけですがけれども，聞いていて，そのときにはどうい  
う内容の事件なのかというのが上手に自分自身の頭の中で組み立てるとい  
うことができなかつたというのが実際のところでした。ただ，被告人も認  
めているから，これは争いはないということだとは分かりました。

司会

2 番の方。

裁判員経験者 2

検察官，弁護人，被告人間で，事実については争いもなかつたので，大  
体分かりやすかつたですよ。検察側の言い分も，弁護側の言い分も大体私  
は理解できたと思います。

司会

ありがとうございます。

3 番さんは，知人に暴力を振るって結果的に死亡させたという事案でし  
たけれども，ちょっといきさつがあつて，最初は暴力を振るつたとして起  
訴され，その後，傷害致死罪に問われることになったという事件ですから，  
検察官の立証もなかなか大変そうで，何人もの専門家からお話を聞くこ  
とが予定されていました。そんな中で，どんな冒頭陳述をするのか我々とし  
ても注目して聞いていたところだったんですけれども，裁判員の方にとつ  
ては検察官や弁護人の冒頭陳述というのは分かりやすかつたですか。

裁判員経験者 3

分かりやすかったかと言えば、分かりやすかったとは思うんですけど、お医者さんが4人出て来られて、医学用語だとか、聞いたこともない血管の話だとかについては、説明を受けましたが、すごく難しくて、結構大変なところもありました。

司会

なかなか分かりにくかったということですね。ありがとうございます。確かに動脈の名前を言われても普通は分からないですからね。

4番さん、5番さんについては、事案のほうは先ほどお話ししてたんですけれども、争点とか、あるいは注目すべき証拠というのは冒頭陳述を聞いて分かりやすかったのか、いかがでしたか。

裁判員経験者4

率直な感想としまして、最初に紙でいただいたかと思うんですけど、検察側から提示された資料に関しては、私の個人的な受け止めとしては非常に分かりやすかったと思います。なぜならば、時系列で、表現そのものは非常に分かりやすい字の配列だったり、パターン配列になっていたというふうに感じました。

弁護側からも同じように資料が出ているんですけど、2つを見比べたときに、文章という意味で、見せ方という意味で、どちらかというとなら検察側の方が分かりやすかったかなという印象がありました。

それともう一点、検察官と弁護人のやり取りの中で感じたのは、検察官の質問の意味は前後の文章から容易に理解できたんですけど、私が携わった案件の弁護人の質問の意味が何か所か、ちょっと分からない点、なぜその質問をされているのかなという点がありました。なぜならば、その質問をされて、はい、分かりましたで区切られていったことが多々あったので、何を聞いていらっしゃるのかなと、そういったところがありました。

司会

ありがとうございました。冒頭手続からもうちょっと先の具体的な証拠調べにまで立ち入ってお話をいただいたところですけど、5番さんいかがですか。冒頭手続。

#### 裁判員経験者5

特に意見がないんですけど、そうですね、検察官と弁護士さんが同じような質問を確認とかでされるんですけど、検察官の方の言葉が威力的なとか、結構強目に言われているなという印象で、弁護士さんはやっぱり被告人の弁護人なので、優しく聞かれているような印象でした。

#### 司会

経験者の方々に検察官や弁護士の立場から確認をしておきたい点とか、お聞きしたいことがあれば、と思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 弁護士

配布された資料は弁護士側の方が分かりづらかったというのは、こういう場で私もよく聞くことです。弁解するわけじゃないんですけど、そもそも刑事事件というのは、弁護士側の言うことは分かりづらいところがどうしてもあると思うんです。なぜかという、弁護士側の言うことが分かりやすかったら、そもそも事件にならなくて起訴されないことが多いと思うんですね。その分かりにくいことを分かりやすくどう伝えるか、それが弁護士の腕というか、そこが大事だなと私は思って。なので、やっぱりちょっと、スタート地点が違うかなと私は思っています。

ただ、これは弁護士側の努力で、分かりにくいこともより分かりやすく伝えることは非常に大事なことだと思っています。皆さんからの意見を踏まえて鋭意改善というか、分かりやすいように努力はしていきたいと思っています。

あと、もう一点ですけど、血管の名前とかがよく分からなかったというのは、確かによく分からないですね。同じような名前でもちょっと違うのが

あるので。なので、これは提案なんですけど、弁護士とか検察官とかがよければ、例えば、図であったりとか用語辞典であったりを手元に置いていつでも見られるようにしておけば、これはどうだったかなって確認できて審理に集中できるのかなという気はしましたね。何か気になり出したらほかのことが頭に入らないこともあると思うので、そこら辺は改善する余地はあるのかなと、思い付きですけど思いました。

司会

3番さんがおっしゃったように、冒頭手続の段階では分かりにくかったけれども、具体的な証拠調べに入ったら、もうその血管しか出てこないでそこに集中して審理をやっていましたよね。

裁判員経験者3

最初は分からなかったんですけど、その後、いろいろと説明をさせていただいて分かってきました。

裁判官

冒頭陳述の目的には、自分たちの主張がどういうものであるか、そのためにどういう証拠を調べるのか、これを裁判員の皆さんに理解していただくということが冒頭陳述の目的としてされたと思うんですけども、そこで、3番、4番、5番の方に質問なんですけれども、3番さんから5番さんの裁判では、お医者さんであったり関係者であったり、複数の証人を調べたと思うんですけども、どうしてこの証人を調べるか、この証人から何を聞くべきなのか、そこら辺はその冒頭陳述から理解することができましたでしょうか。その辺り分かったかどうかということをお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者3

最初は初めてのことで、傍聴にも行ったことないような状況なので、何を聞けばいいのかというのが正直分かりませんでした。私は、ほかの裁判

員の方の意見や、裁判官の方々の説明を聞きながら、そういう意味でこういうふうなことを聞いていたのかと、意味が分かってきたように思います。

司会

ありがとうございます。では、続いて4番さん。

裁判員経験者4

冒頭陳述からなぜなのかというのが分かっていたかという質問をされると、明確には分かっていたいなかったというのが正直なところでは。まず、人のつながりとか、そういったところがまずもって理解できていないままだったような気がします。

裁判員経験者5

冒頭陳述と申しますか、関係者が次から次に出てきて、日を追うごとに1人増え1人増えという感じで、誰が誰ということが分からなくなるぐらいいっぱい出てきたんですけど、裁判員や裁判官と話し合うときに、今回の話は、こういうことだったよねとかまとめてやると、それぞれの言っていることが分かったかなという感じでは。

裁判官

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

司会

ありがとうございます。それでは、その具体的な証拠調べの中身に入っていこうかなと思います。

裁判員裁判になって以来、法廷で見て聞いて分かる審理を何とか実現しようということで、検察官も弁護人も一生懸命努力しておられるところですが、とりわけ事実関係に争いがなかった1番さん、2番さんの事件以外の2つの事件では、先ほどもありましたように専門家、お医者さんを含む証人、あるいは被告人の知り合い、被害者の知り合いの証人の方が何名も次々と証言をしていました。

医師である証人は、先ほどあったように専門的なお話であるとか、医学的な、例えば血管をスライスした写真など見ながら証言をするといったようなこともありました。できる限り分かりやすい立証を検察官や弁護人は努力しておられますけど、分かりにくいとか、ここは大変だったとか、意外と大変そうだったけど頭には入ってきたとか、難しそうな言葉とかも最終的には分かったとか、お考えのところ、感じられたことがあれば教えていただければと思うんですけど、いかがでしたでしょうか。

特に3番さんが一番難しそうでしたが。お医者さんが数人出てきましたよね。

裁判員経験者3

苦労はありましたけど、最終的にはよかったと思いました。やっぱり私が思っている常識と違う常識というか、ここが切れたらその何秒か後には意識が消えていくといった、そういう専門的なところは、最初は分からなかったですし、本当にそれだけなんですかというふうに自分は思ったんです。しかし、やっぱり4人お医者さんが出てこられて、皆さんの見解を聞いていると、専門的にはそうなんだなということが説明していただけて良かったかなと。

司会

逆に4名も要るかとか、そういう御意見はなかったですか。

裁判員経験者3

亡くなった方を検視した方、まだ生きている方を見ている方、そういう症例に出会ったことがある方とか、専門分野の違ういろんな方が出てきたのですが、行きつくところは一緒というか、最終的な結論の部分は、皆さん一致していたのかなというふうに思いました。

司会

例えば今回は解剖を担当された先生だけじゃなくて、血管を研究してい



る先生とか、症例として取り扱ったことがある先生とかがいらっしやいましたね。いろんな方が同じことについてそれぞれの立場で説明をしてもらえたことが、分かりやすさにはつながっていたんじゃないか、といった感じですかね。

#### 裁判員経験者 3

本当に経験していないことなので、自分はそうかなぐらいしか思えず、真剣に考えないといけないと思っていても、短期間で考えなきゃいけないとなると、疑問も残りそうで……。でも、その4人に出てこられて、最初はちょっと多いかなと思ったんですけど、いろんな観点から説明されることによって、ああ、そうなんだなと自分ではちゃんと整理できて、決めることができたと思います。

#### 司会

ありがとうございます。

4番さん、5番さんも、亡くなった原因が覚せい剤にあったか、それ以外の可能性もあったのかという争点があったので、専門家の証言などを聞いていただきましたが、分かりにくいなと思われたところとかありますか。それとも、意外と理解できて分かりやすかったとか、その辺りいかがでしょうか。

#### 裁判員経験者 4

そうですね、解剖所見を多数、本当に1000体とか何千体でおっしゃっている先生方でしたので、やはり経験があるという言い方は変ですけど、非常に説得力のある意見だったなというふうには感じていまして、覚せい剤が胃に入ったらどういう所見になる、成人の男性だったらどうなる、小さい子供だったらこうなるということを、どの先生もほぼほぼ同じようなお話をされたのかなというふうには認識しているんですけど、そこら辺において分かりにくかったとか、そういったことは感じはしませんでした。

## 裁判員経験者 5

経験者 4 番の方と全く同じ意見です。それとあと、覚せい剤ということだったんですけど、覚せい剤というものが一体どういうものかって私たちに全く分からないでしょう、ということで、それに見立てたものを見せてもらったんですけど、それは覚せい剤ではないので、それを見せてられてもなあと思いました。

## 司会

ありがとうございます。検察官としてはごくわずかな分量を感覚的につかんでもらいたいという意図があったんだと思うんですけど、採用した我々も、ちょっと考えさせていたきたいと思います。

もう一つ、裁判員裁判に参加することって、恐らくそれだけでも相当負担、ストレスになっていると思います。自分では気付かなくても、自分なりの考えを述べ、決断をし、最終的には、今回はいずれも有罪の結論に至っていますので、刑を決めるという判断をしていただかなきゃならないお仕事ですので、やはり精神的な負担は大きいはずだと思います。人によっては、夜も眠れませんでしたという方もいらっしゃるわけなんですけれども、今回の裁判も、特に被害者がお亡くなりになっていたり、殺されそうになっていたりというふうな状況で、殺されそうになった人からお話を聞くとか、あるいは死んでしまったその原因は何かということを考えるために、相当負担の掛かりがちな専門家のお話も聞かなきゃなんない、あるいは写真や図面なども見なきゃなんないかもしれないというような状況だったと思います。検察官も弁護人も裁判官も、裁判員の方に過度に負担を掛けたくはないと思って皆さん準備をしているのですが、適切に配慮できていたかどうかという点もちょっと気になっているところです。配慮がそれなりにできていたのか、それともちょっとしんどかったとか、御意見があればお聞かせいたきたいと思います。

#### 裁判員経験者 1

私たちの裁判では凶器となった出刃包丁が出てきました。ケースには入れてあったんですが、まだ血のりが付いていて、あれは本当に迫力のあるというか、身が引き締まる思いのする証拠物件でした。それを見たときは、恐ろしくて、思い出したくないぐらいその包丁のイメージが強く残っています。若い女性の裁判員がいたんですけど、あれは多分しんどかったんじゃないかなと思います。裁判員はやっぱりあんまり若い人を呼ぶのはいかがかなというふうなことをその時は本当に正直思いました。

#### 司会

ありがとうございます。2番さんいかがでしょうか。

#### 裁判員経験者 2

かなり個人差はありますが、負担はあります。はっきり言って。これはもう、ない方がおかしい。判決の日が迫ってきたらやっぱり考えてしまいます。被告人の事情だけでなく、被害者の事情なども分かってくると、どうした方がいいかな、結論出さなきゃかんしねと思って、やっぱり普通の状態ではないんじゃないですか。

#### 司会

ありがとうございます。そうなんです、裁判員の皆さんは本当に、真面目なものだからなおさらなのかもしれないですけど、ものすごく一生懸命考えてくださるんですよ。裁判官はよく分かっているんですけど、なかなかお伝えすることができないんですけども、くじで選ばれて、自分の御意見を言ってくださいと言われても、簡単じゃないですから。大変なお仕事をしていただいているんだな、本当にありがたいなというふうにも思っています。3番の方いかがですか。

#### 裁判員経験者 3

ちょっと亡くなられた後の写真とか、傷口とかの写真、あとは殴られた

場所の写真とかあったんですけど、体の解剖とかの写真とかは白黒になっていたので大丈夫でした。

司会

4番の方がいかがでしょうか。

裁判員経験者4

そうですね、配慮という点でいきますと、朝、裁判所に来たら、ちゃんと受付の方がいて、評議室に案内をされて、そこでずっと討論して、休憩もきちんと入っているし、裁判のときもきちんと休憩も入っているので、そこで何か肉体的な負担があったとか、そういうのは一切感じませんでした。

あと、私の場合だと、1か月近くあったんですけど、そこに対する特にメンタル的とか肉体的に負担があるという状況ではございませんでした。

司会

ありがとうございます。5番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者5

裁判が終わって、帰りとかも、お見送りしてくださるとか、そういった面では、裁判員の方を安全に見送ったり、見守っているなというふうには思いました。

司会

審理を法廷で見たり聞いたりする中で、先ほど1番さんが言った血のついた包丁のようなものを見たり聞いたりして、精神的に気になったとか、後々思い出しちゃうとか思っていたことは特になかったでしょうか。大丈夫ですか。

裁判員経験者3

はい。

司会

ありがとうございます。

検察官，弁護人から何か聞いておきたいことはありますか。

検察官

3番目の方，医師が4人出てきて，頭の整理をするのが大変だったというお話でしたんですけれども，専門用語とか出てきて，頭の整理というのをどの段階でどういうふうにされていったのか教えていただいていた方がいいですか。

裁判員経験者3

その場ですぐ理解というのは難しいのですが，一度お話を聞いて，またお部屋のほうに帰って，裁判官や，ほかの裁判員の方とも，こういうことを言っていたんじゃないかなとかみんな話す機会とかがあって，そこで理解できて，医学的なことは理解するのがなかなか難しいんですけど，そういう時間を挟んだりすることによって，理解をしていけたというのはありますね。

検察官

ありがとうございます。

その理解，整理をするために，特に何か資料をほかに，何かあればよかったなとか思ったことは。

裁判員経験者3

そうですね，でも，もう写真はその場で見せていただいて，説明をしていただいているので，そこまではありません。

弁護士

皆さんにお聞きしたいんですけど，証人とかのお話を聞いていて，自分が質問したいなと思ったことがあるかどうか。もしあった場合に，その質問ができたかどうか。質問ができなかったのであれば，ここをこういうふうにしてくれたら質問がしやすいのになというのがあれば教えていただき

たいなと思います。

なぜこういう質問をするかという、結構、私、裁判員裁判の弁護人を担当していて、裁判員の方が私たちが思っていなかった観点から質問をされて、ああ、なるほどなと思うことがあるんですね。なので、私としては、裁判員の方が直接質問をすることというのは非常に大事なことで、私たちが気づいていないことに気づくという意味でも非常に大事なことじゃないかと思っているので、その点について質問できたかどうか、できなかった場合の、こういうふうにやってほしいというのがあれば、教えていただければと思います。

1番の方からよろしいでしょうか。

#### 裁判員経験者 1

証人に対しての質問をしたいのがあったかどうかと言われると、私は別に、聞きたいなと思ったことはなくて、たしか被告人側の証人は、お父さんの情状訴えであって、被害者も本人が出てきて、量刑を重くしてほしいというような証言でしたから、それに対して何か特別にお聞きしたいということはありません。

#### 裁判員経験者 2

私たちの事件は、事実関係に争いがなかったこともあって、分かりづらい証言というのは、私は何もなかったと思いますよ。

#### 裁判員経験者 3

その質問が裁判に関係があるのかなって、初めは思ったところもありますね、私も。人間性とか関係性とか分からないことも出てきて、何か事件そのものの明らかにしなきゃいけない部分とちょっとずれたときもあったような気がするんで、そんなときは、質問していいのかなって思ったりすることがありました。

でも、それは裁判官の皆さんとお話して、それは自分で質問してください

いとか、じゃ、質問しにくいのなら私が代わりに聞きましょうということ  
で、質問はしてもらえたと思うので、聞きたいことは自分で聞くか、自分  
が言えなかったらお願いしたりしていたと思います。

#### 裁判員経験者 4

質問という形では、法廷の中で、裁判長から何かありますかという形で  
質問はさせていただいていたので、特にそれに対してはありません。と同  
時に、今、3番の方おっしゃったように、事前に皆で話しをしていて、ち  
よっと聞きづらい点や、ちょっと難しいなというところは、そこで討論し  
て代弁していただいたような形をとっていましたので、むしろこの制度の  
中では、そこが一番助かったかなと思います。

やはり、あの場に立って大勢の方がいらっしゃるところで自分の言葉で  
聞いてというのは、なかなか厳しいなと感じていましたので、事前ミーテ  
ィングというか、打合せというか、討論の中で代わりに質問していただい  
ていた制度というのは非常によかったかなというふうには思いました。

#### 裁判員経験者 5

ほかの方と全く一緒に、自分が気になることは、ミーティングというか、  
話合いのときに、これを聞きたいんですとか、代わりに裁判官の方が聞き  
ますよとおっしゃってくれたり、そういったものは助かりました。

#### 司会

裁判長としても、弁護士と同じ意見でして、裁判員の方に直接聞いても  
らうのが一番良いだろうというふうに思っているのですが、まずは、是非自分  
自身で聞いてください、うまく聞けなかった、あるいはうまく迫れなかつ  
たと思っていても、そんなときは、我々その後ちゃんとフォローします  
から、御自身で聞いてみてくださいとお伝えしています。物すごくしり込  
みされる方がいるので、時間の関係もあるので、じゃ、我々が聞きますと  
いうようなことも、もちろんたまにあるんですけども、結構多くの方が、

じゃ、聞きますということで聞いていただけることが多いですね。

裁判員の皆さんにやっていただかなきゃならない最大のお仕事は、評議をして有罪か無罪かを決め、仮に有罪と決まれば、刑を決めることです。評議が非公開で、守秘義務もあるので、中身をしゃべれない部分が多いんですけども、率直に言って話しやすかったかどうかというところだけでもお聞かせいただければと思います。我々の前では話しづらいかもしれませんが、評議の場ではそれなりに話しやすかったとか、あるいは自分の意見が言えたと思うとか、何というか、我々がすごいしゃべりにくい雰囲気を出していたとか、あるいは法律家の中では通用するけれども、一般では聞き慣れないような言葉を連発していたとか、そういったことはなかったですか。

1 番の方。

裁判員経験者 1

評議については、いろいろかみ砕いた言葉で話していただいて、大体理解できたと思います。評議の中の大体の量刑についてですけども、そのときに、それにはどれぐらいの幅がありますよとあって、えらい広い幅を言っていたんだですね。その中で、実際にこの場合は大体これぐらいのところじゃないですかというような、もう少し狭めた状態の提案があってもよかったんじゃないかなというふうに私は思いました。

司会

ありがとうございました。

2 番さんはどうでしょうか。

裁判員経験者 2

そうですね、私が一番感じたのは、量刑ですね。まず、私たちはみんな素人じゃないですか。果たしてどのぐらいの刑にしたらいいのか、言葉は悪いですけど基準が分からんのですよ、全く。検察官の方が、求刑 18 年



と言われて、初めて、事案の重みがそこで初めて分かったんですね。やっぱり、量刑の基準が分からない、というところがありました。

司会

ありがとうございます。それは実際、どの裁判員裁判をするときも同じでして、とある犯罪にふさわしい刑を考えてもらうんですけども、これはすごく難しい話なんです。法定刑は、めちゃくちゃ広い。その中からどうやって、その犯罪にふさわしい刑を決めるかという考え方を分かってもらう方法を常々考えているところでした、それがうまく伝わっていないのかもしれない。考え方が伝わらないのだとしたら、もう少し工夫しなきゃいけないのかなというふうには思いました。

3番さん、しゃべりにくいところなど、何かありましたでしょうか。

裁判員経験者3

しゃべりやすかったです。一緒に結構お話しする機会もあって、一緒に御飯を食べたり、休憩時間にも一緒にいたりすると、やっぱり話せるようになる。日を迫うごとにどんどんどんどん話しやすくなりました。

司会

ありがとうございました。

4番の方。

裁判員経験者4

そうですね、最後の段階では、やはり事実関係が一つずつあって、それを日々法廷で得た情報と裁判官や裁判員との評議でつなげていく。そうすると、事実関係がつながっていく。そこら辺と証拠物をつなげていくと、何となく見えてくる。それを日々何回も討論やっていますので、最後の最後の段階ではある程度、見えてきているという言い方は変ですけど、そんなにそこで大きく悩むようなことはなかったし、過去の事例とかというのも、まず最初、量刑ってこういう意味ですよというふうに教えていただい

ていますし、そこら辺を踏まえて皆で決めていますので、特に違和感はなかったです。

司会

ちゃんと自分の意見を言えるような状況でしたか。

裁判員経験者 4

それに関しては、非常に言いやすかったというふうに思っています。発言できないときには隣の人が出たりとか、その中である程度意見が出しやすい雰囲気をつくっていただいていたなというふうには感じました。

裁判員経験者 5

評議の中では、いい雰囲気です。初日とかはやっぱ緊張もしますし、知らない人ばかりの前で自分の意見を言うというのは勇気が要ることなんですけど、日を追うごとに、1か月も同じ事件に対して見ていくので、いろんな意見が出てきて、それから慣れ合ったりもしましたけれども、みんな決めてきたことなので、雰囲気とかも悪くはなかったと思います。

司会

ありがとうございました。

最後に、裁判員裁判が終わった後の守秘義務ですが、皆さんに守っていただいているところではあるんですけども、守ること自体は結構難しいことなんですか。それとも、意外とそんなに気にしなくてもいいというふうに思っているものなのか、それはいかがですか。評議の秘密を守るのは難しいですか。気にしなければついポロポロ出ちゃうかもしれないことなのか、それとも、そうでもなくて、そんなに気にならないことなのかをお聞きしたいのです。

裁判員経験者 1

守秘義務のことは、それほど気にしていなかった。法廷で聞いたお話はオーケーということが分かっているから。

裁判員経験者 2

家族にも会社にも，もう裁判のことは聞くなって最初から言っていたですもんね。聞くと答えなきゃいかんもんだから。

司会

そうすると，聞いてこないから答えなくていいということですね。

裁判員経験者 3

裁判所出る時にいろいろな声を聴いていたので，逆に1回言えるようになると良いかとも。

司会

難しいということですかね。

裁判員経験者 5

難しいことじゃないですけども，私的には言いたいかな，という感じですか。こういうことがあったんだよとか，そういうのを知ってほしいというか，言いたいけれども，言うなと言われてる。でも，守秘義務というのが全くなければ，それはそれで困るというふうにも思いました。

司会

ありがとうございます。

検察官，弁護士，裁判官から何かありますか。

検察官

論告弁論のことでお聞きしますけれども，検察官と弁護人から何年が妥当だとかいう意見が出たと思うんですけど，その年数，何で18年だとか12年だと言っているのか，その根拠というのは，論告弁論で何か分かりましたか。

裁判員経験者 1

求刑について，こういうことで懲役18年が妥当だと言われるまでの論告というのを聞いていて，ああ，検察官の主張はこうなんだなというのが

分かりましたし、弁護人が、これは12年が適当なんだぞというお話もよく分かりました。

#### 裁判員経験者2

叱る検察側から18年、守る弁護側から12年と言われて、まあそんなもんだろうなと思いました。裁判では、こんなふうにするんだなということ初めて見ました。よく分かりました。

#### 弁護士

せっかくの機会ですので、論告や弁論のときに、検察官と弁護人から資料が配付されるじゃないですか。あの資料の量についてお聞きしたいなと思っているんですけど。今は、A4用紙1枚だったりA3用紙1枚だったり、見開き1枚ぐらいがいいんじゃないかという意見が強いと思うんですけど、中には詳しければ詳しいほどいいという人もおられるし、あんなのはなくてもいいという方もおられるので、実際、裁判を経験されて、どのくらいの量が適当かなと思われたかについて御意見をいただければと思います。

#### 裁判員経験者1

私たちのときには、それほどたくさん資料は出てこなかったと思うんですけども、やはり必要なものについては出していただいていた方がいいんじゃないかなと思います。

#### 裁判員経験者2

最初はA4の1枚か2枚だったけど、ちょっと字が小さかったので大きい紙にしてもらったら字も大きくなり、1枚にもなったので見やすくなりました

#### 裁判員経験者3

内容的に、要点をまとめているというか、分かりやすかったのは分かりやすかったと思います。

#### 裁判員経験者 4

書面に関しては特に多いとは思わなかったですね。むしろ、ほかにあるのであれば提出いただいてもよかったのかなというふうには感じていました。あと、記憶の中での話になるんですけど、検察官の書面はたしかカラーで非常に分かりやすかったなという印象です。たしか弁護士の方のほうはカラーでなかったような記憶でして、中身も、強調するところ、しないところ、文字の大きさも変えるとか、そういったことがあってもよかったのかなというふうには思います。

#### 裁判員経験者 5

書類に関しては、特に意見はなく、多いというか、それなりに枚数はあったんですけども、見やすいし、それに対して書いてあることに関して、時系列に書いてあるし、出てくる資料というか、それも関連して書いてあって、それは見やすかったのでよかったと思います。

#### 司会

ありがとうございます。事案によるんですけども、ものすごく参照する事件と、書面は配られるんだけど、余り見ないでも進行できる事件もあるので、それによってもまた違うと思います。

最後に、今後、裁判員あるいは補充裁判員として裁判員裁判に参加していただけるという方に対してのアドバイスとか、あるいはメッセージなどを頂戴したいと思います。

1 番の方から順番にお願いします。

#### 裁判員経験者 1

今は、裁判員の候補に選ばれても辞退という方が 5 割を超えているというふうに聞いております。せっかく選ばれたんだから、是非この機会を逃さずに参加していただきたいと。もちろんお仕事の内容などで出られないという方もおられるとは思いますが、できるだけ出られる方は裁判

員としての経験を積んでいただきたいと思います。

#### 裁判員経験者 2

やはり一般市民にこういう書類が届いたときには、大変びっくりするだろうと思います。私はそうだったけど、皆もそうだと思います。だけど、自分なりに、図書館で本を借りてきて、裁判員裁判について調べたりして、ある程度自分で知識を持ってくれば、そんな大変なことじゃないと思うんです。やはりみんな心配して、どうしよう、どうしようというふうになると思うんです。でも、来てみれば、裁判員の方が6人、裁判官の方が3人、全部で9人で裁判するわけだから、9分の1になるわけだから、そこのところをよく強調して皆にも伝えたいと思います。

#### 司会

ありがとうございます。3番の方

#### 裁判員経験者 3

お仕事の都合とかで来られないという方は、仕方がないと思います。でも、やっぱり行けるならば行ってほしいなとか、参加してほしいなと思っています。経験なので。終わった後は、自分の経験したことで若干自分でも何かが変わったような気がしました。物の見方だったり考え方だったり、経験してみても変われるところもあるので、できるならば参加してほしい。

#### 司会

ありがとうございます。

4番の方、いかがでしょうか。

#### 裁判員経験者 4

最初にたしか申し上げたと思うんですけども、もしうちの会社でそういう選ばれた人がいたならば、是非きちんと出席しなさいというふうにアドバイスはしようと思っています。

理由としては、やはり今回、この制度に参加させていただいて、ちょっと意識が変わったというか、見方が変わったというか、この事件とか事案に対する、そこが非常に自分の中で強かったのも、是非とも参加は呼びかけます。

と同時に、こういった参加者がどんどんどんどん社会の中に増えていくと、ちょっと大きな話ですけれども、全体社会もちょっと違ってくるのかなという、50年後とか、まだまだ先の話ですけど、それぐらいになると、ごくごく裁判員制度が普通になっていくような社会になると、大分違うんじゃないかなというふうには感じました。

司会

ありがとうございます。5番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者 5

これから裁判員になる方には、何事も経験と思って参加してもらいたいです。私は率先してじゃなかったんですけども、やってみて、楽しいと言ったら語弊がありますが、審理は、何でこういうことが起きたんだとか、疑問ばかりから始まるんですけども、次の日には解決したりとか、分からなかったことが次の日になると分かってきて、事件のことをもっともっと知りたいと思うようになるし、一人で背負うことでもないのだから、裁判員、裁判官、合わせて10人近くの方がいらっしゃるので、やってみてよかったなとは思っています。今後選ばれる方も、気楽に参加していただきたいと思えます。

司会

どうもありがとうございました。

予定をしていた意見交換はここまでなんですけれども、引き続いて、傍聴されています報道機関の方々から、質問をお受けしたいと考えています。

予め提出していただいている質問事項のうち、既にお聞きしたことと重

復しない形で質問をしていただければというふうに思います。

それでは、お願いします。

R K K 記者

選任されたときに、辞退しようとは一度も考えなかったのかどうか、それをお一人ずつ聞かせてください。

裁判員経験者 1

辞退ということは全然考えませんでした。

裁判員経験者 2

私は辞退できないものと考えていました。

裁判員経験者 3

選任手続で、精神的に負担がかかる証拠写真を見ることがありますけど大丈夫ですかって言われたときに、一瞬ちょっと思ったんですけれども、でも、ここに来て、できれば参加させていただきたいなと思ったので、ちょっとした迷いはありましたけど。

裁判員経験者 4

最初に書面といいますか、来たときに、たしか差出人が最高裁判所長官、たしかそういうものだったかと思うんです。で、よくよく見ると、正当な理由がなければ断れないよというような文言があり、どうしても出られない場合は理由を書いてくださいというのがあったんで、それはそれで受け止めて、やっぱり出席しようというふうに考えました。

最後に、抽せんといいますか、そこでもう決まったときには、特に辞退するとか、そういった意識はありませんでした。

裁判員経験者 5

気持ち的には半々で、したいなと思う気持ちもあれば、やっぱり被告人の人生を決めることを私が決められるかと思うと、やっぱり気が重かったこともあったんですけど、こういうのって人生に1回経験するかしないか



というところで、してみたいかなという気持ちのほうが大きくなったので、辞退せずにさせていただきました。

#### R K K 記者

ありがとうございます。

続いて、裁判員を経験して、つらかったなと思うことがあれば教えてください。また、そう思ったのはなぜかも併せて教えてください。

#### 裁判員経験者 1

つらいと思ったことはありませんけれども、難しかったのは、やっぱり量刑を決めるときですね。これはやっぱり被告人を何年かは懲役に入れるわけですから、自由を奪うわけですから、どこが本当に妥当なところだろうかということ随分悩みました。その点だけですかね。

#### 裁判員経験者 2

1 番の方とおおり、私はつらいということはないんですけど、やはり感情としては、どうしても目の前でお父さんとお母さんが泣いていたものだから、そっちのほうにどうしても気が入ってしまうんですよ。そういうことで、やっぱり慣れんことはするもんじゃないなとは思いました。

#### 裁判員経験者 3

私もやっぱり量刑を決めるときですね。人ひとりが亡くなっているのに、その内容を考えると……。本当に人生を左右するので、そこを決めるときが一番きつかったです。

#### 裁判員経験者 4

私も 1 番から 3 番の方と同じ意見ですね。両方考えまして、刑を受ける方ですね、その方のことというか、それもいまだに頭には残るんですけど、ただ、私の事案の場合、赤ちゃんが亡くなっていますから、彼の人生そのものが奪われているので、そこら辺をいろいろ考えたりはしました。特につらいとか思ったことはありませんでした。

#### 裁判員経験者 5

つらいといいますか、被告人は認めてはいなかったんですけれども、そのお母さんも、息子の言っていることを信じているとか、逆に被害者のお母さんは、被告人は許せないとかいうので、意見が全く違って、その上で、被告人が犯人かとか決める、そして量刑はどのくらいかも決める。でも決めるのはやっぱりきついというか、難しいというところでした。

#### R K K 記者

ありがとうございます。

あと三つほど質問させてください。

皆さんお話を伺う中で、経験してよかったという御意見が多かったんですけれども、なぜよかったと思うのか、どういうところがよかったと思うのか、もうちょっと聞かせてもらえればと思っております。

#### 裁判員経験者 1

特によかったというわけではないですけれども、やはり選ばれた人になれたということですね。こちらからやりたいと言って手を挙げるわけにはいかないことを、することができたということは、やっぱりよかったことじゃないかなというふうに思います。

#### 裁判員経験者 2

初めての経験ですしね。こういうことがなければ、自分の経験のために、よかったと思います。

#### 裁判員経験者 3

さっきの方と一緒にになってしまうのかもしれませんが、やっぱり物事の考え方とか、ちょっと変わったような気がします。

#### 裁判員経験者 4

そうですね、今の3番の方と同じなんですけど、やはり最初に申し上げたとおり、意識が変わった。私の中で意識が自分で変わった、変わったと

言っているだけで、どう変わったかは分からないんですけど、日頃接することのない弁護士、裁判官と話をすると、こんな機会はないですし、ましてや法廷に立つということはありませんから、やはり自分の中では何か変わったなと思います。

具体的には、先ほど言ったように、新聞だったりテレビだったりニュースを見たときに、今まではスルーするところを、ちょっといつもと全然違う目で見えていますので、そういったところで、自分自身にとってはよかったかなというふうに感じています。

#### 裁判員経験者 5

よかったところ、そうですね・・・・・・難しいんですけど、ニュースで誰が殺されて誰が犯人で捕まりましたとか、そういうのを見て、裁判員制度で裁判が始まりましたとか、ニュースのときに見ているんですけども、私が、その裁判員だったら、こう考えるかなとかいう形で、事件の見方が変わるというのが一番大きいかなと思います。

#### R K K 記者

ありがとうございます。

よかったと皆さん思われていることがあったということなんですが、改めて、もう一度裁判員をやってみたいと本当に思いますか。

#### 裁判員経験者 1

もう一度裁判員やってみたいかということですけども、選ばれたらやってみたいと思います。断ることはできるんですけども、私は選ばれたらもう一度やってみたいと思います。

#### 裁判員経験者 2

私は貴重な経験をいたしましたので、もうこれ一回で結構です。

#### 裁判員経験者 3

もしまた選ばれたとして、そのときの状況とか仕事の状況でもし参加が

できるのであればというところです。

#### 裁判員経験者 4

私は、特に、仮に次回選任されたとして、明確に断る理由がない限りはまた受けようとは考えています。

#### 裁判員経験者 5

私も、もし流れで行ける状況であれば、また行きたいなどは思います。

#### R K K 記者

代表質問としては最後の質問なんですけれども、今回、こういった意見交換会の場に集まられて自分の感じたことなんかをお話しをされたと思うんですが、実際参加してみて、この意見交換会に参加して、意見交換会についてどう思うかとか、何か思いがあれば聞かせてください。

#### 裁判員経験者 1

記者の皆さんが多いなとまず感じました。それから、私が出た裁判員裁判もすごく複雑なものだと思っていましたけれども、今日来られている3番、4番、5番の方のほうがもっと難しい裁判であったんだなということに改めて感じました。

#### 裁判員経験者 2

今日ここに見えている方は、多分今度の裁判員制度でこういう出席したのはよかったからこそ、ここに見えているんだと私は思っております。だから、有意義なことじゃないですかね。私はよかったと思います。

#### 裁判員経験者 3

最初、何かもうちょっと少人数の話合いかなって思って来たんですけど、ちょっと来てびっくりしてまして、逆に、このような場所は、本当すごく苦手なほうなんですけど、自分と違う事件を担当した方にお会いしたりとかお話しを聞くこととかできたので、そういう経験ができてよかったと思います。

#### 裁判員経験者 4

今日参加してみて、私も3番の方と一緒になんですけど、内輪だけかなと思っていたんですけど、記者の方がいらっしゃって、ちょっと驚いたのは驚きました。やはり、何といたしますか、自分の扱った裁判と別のまた議題といたしますか、ちょっとそれを一步超えた話の討論なので、これはこれで、別に経験としては非常にうれしい。今後の裁判員制度にとっても、悪くはないと思いますので、私はよかったなというふうに思います。

#### 裁判員経験者 5

意見交換会の通知というか、案内が来て、最初、私、同じ事件で裁判員だった人6人ぐらいですのかなと思ったんですけど、全然知らない人が座っていて、検察官、弁護士さんもちょっと知らない顔で、マスコミの方いっぱいいらっしゃって、マスコミの方にこうやって聞かれることも、人生でこれで最後でしょうということ、来れてよかったなというふうには思います。

#### R K K 記者

ありがとうございました。代表質問としては以上です。

#### 熊本日日新聞記者

裁判員の方に、是非来てくださいという通知が行く際には、どのような事件を扱われるのか、どの程度審理に時間が掛かりそうかというのはどの程度説明されているのでしょうか。

#### 司会

どの事件を扱うかというのは通知していません。職務従事期間とって、いつからいつまで裁判所に来ていただきますというのは通知しています。その間にお休みがあればそれもお知らせしてあります。初日は選任手続の日なので、それを除く日が審理に当てられる日だということは分かるんですけど、どの事件を担当してもらおうのかというのはお伝えしてなくて、

選任手続に来たときに担当していただくことになるかもしれない事件はこんなんですということをお伝えして、それで初めて皆さんが事件が分かるということになります。

#### K K T 記者

今日お話を聞かせていただきまして、比較的今回の制度については好意的な皆さんだと思うんですけども、敢えて愛のある駄目出しを一つずつしていただければと思います。1番の方からどうぞお願いします。

#### 裁判員経験者 1

裁判員制度そのものについてということでお答えするとですね。

私は裁判員制度はなくすべきだと思います。というのは、やはり、餅は餅屋という言葉がありますので。

#### 裁判員経験者 2

この前、小倉でありました声掛けの問題もありますし、ああいう地元の暴力団とか、そういうときは、やはり裁判所の方だけで本当はやってもらいたい。これは正直な気持ちです。いわゆる一般的な事件はそれでもいいんだけど、やっぱり妻子もおりますでしょう。だから、やっぱり特殊な暴力団関係とかは専門の裁判官だけでやってもらいたいと私は思っております。

#### 裁判員経験者 4

そうですね、敢えてという話の前提で話をさせていただくならば、率直に思ったのが、裁判所のセキュリティーといいますか、意外に誰でも普通にすぐに入れるんだなと感じました。普通、会社でもゲートがあって守衛さんがいるんだけど、逆に言うと、誰かが飛び込んできてすぐに入れるんだなという印象があって、何かあったら怖いな、というところが、ちょっとありました。

#### 裁判員経験者 5

裁判员制度に対しての駄目出しというのは特にはないです。

司会

ありがとうございました。

活発に御意見いただきまして、まことにありがとうございます。今日皆様方から頂戴した御意見を今後の裁判员裁判に活かしていきたいというふうに思います。

これをもって本日の裁判员経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日は本当にありがとうございました。